第2回新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議 (新型インフルエンザ等対策本部会議) 議事録

日時: 令和2年4月2日(木) 9:30~9:50

場所:第三応接室

○坂本危機管理局次長

ただ今から、第2回新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議(新型インフルエンザ等対策本部会議)を開催いたします。

これまでの危機管理指針に基づく危機対策本部会議と通算しますと、今回9回目となります。

はじめに、統括調整部から説明がございます。

○貝守統括調整部長

資料の方、「新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部(新型インフルエンザ等対策本部)の対応状況」を御覧ください。

本日の会議の開催趣旨でございますけれども、1つ目が新型インフルエンザ等特別措置法 に基づく対策本部への移行及び新年度の切れ目のない対応についての確認。

2つ目として、政府の基本的対処方針が出されましたけれども、これを踏まえた感染拡大の防止に向けた取組の確認。

基本的対処方針につきましては、資料を添付してございますので、これにつきましては後ほど御確認を願いたいと思います。

そして3つ目が、現在、検討が進められております政府の緊急経済対策の策定を見据えた 今後の取組というふうなことになります。

発生状況等につきましては、健康福祉部の方から御説明を後ほどお願いします。

その他、対策本部各部の対応につきましては、アンダーラインを引いているところが前回 の本部会議から追加、変更になった部分でございますので、これにつきましても、後ほど御 確認いただければと思います。説明の方は省略させていただきます。

それから、その次の資料、横長の「新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部(新型インフルエンザ等対策本部)の設置について」という資料、1枚紙でございますけれども、これが、現在の本部の体制でございます。令和2年3月26日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づきます対策本部というふうなことになってございます。

組織体制につきましては、従前どおり、災害対策本部の体制に準じるというふうな形になっております。

それから、資料ちょっと飛びますけれども、健康福祉部の資料の次を御覧いただきたいと 思います。

新型コロナウイルス感染症対策の主なもの、A4の横長の資料でございます。

これにつきましては、これまでの感染症対策の主なものを一覧表でまとめたものでございます。

そしてですね、黒丸が書いてあるものが、令和2年度、今年度の予備費で対応するという 新たな取組でございます。この内容につきましては、後ほど、各部の方から説明していただ きたいと思います。

私の方からは以上です。

○坂本危機管理局次長

続いて、健康福祉部から説明がございます。

○有賀健康福祉部長

「健康福祉部」と書いてある資料の方を御覧ください。

新型コロナウイルス感染症についてということで、現在の県内の状況ですけれども、4月1日現在で、これまでに発生した感染者は8名でございます。

保健所で健康観察を継続しているとありますけども、現在、実質入院中でありまして、濃厚接触者の方を含めて保健所で健康については把握しているということになります。

検査の状況ですけれども、こちらも4月1日現在で171件、そのうち陽性が8件がこちらの形に書いてあるとおりですけれども、それ以外は全て陰性、163件となっております。

相談センターの相談件数については、2枚目にあるとおりであります。後ほど御覧ください。

これまでの県の取組状況ということでは、各機関、関係機関、各病院宛てに新規採用職員等の海外旅行歴を確認して、必要な方については、自宅待機などをしてもらうように対応いたしております。

また、令和2年度の予備費の対応としては、各保健所における体制強化の一環としての防護服等の追加購入。そして、各保健所における相談体制の強化。また、医学的、疫学的観点から感染拡大のリスクを評価して、各種イベント等の実施の可否や規模、内容等についての助言を行う「青森県新型コロナウイルス感染症アドバイザー」を設置するというところでございます。

最後に1枚、ちょっとチラシのようなものを付けておりますけども、こちらが新型コロナウイルス感染症のコールセンターということで番号と、また、「帰国者・接触者相談センター」ということで、何か症状があったら医療機関を受診する前に保健所に設置してある相談センターに相談くださいということで、今後、機会を捉えて、こういったチラシで分かりやすく連絡先が書いてあるものを使って周知していきたいというふうに考えています。

健康福祉部からは以上です。

○坂本危機管理局次長

はい、続きまして、新型コロナウイルス感染症対策の主なもののうち、令和2年度予備費を活用した新たな取組につきまして、関係各部から説明がございます。

まずは、健康福祉部からお願いいたします。

○有賀健康福祉部長

はい、健康福祉部の方は、先に申し上げたようなもの、先ほど、予備費の対応として申し上げたことがございますけれども、感染拡大防止策でありますとか、PCR検査体制の強化、 医療提供体制の整備といったところでございます。

健康福祉部は以上であります。

○坂本危機管理局次長

続きまして、企画政策部お願いいたします。

○橋本介画政策部長

企画政策部です。

今の資料の3枚目です。

新型コロナウイルス感染症関連情報に係る広報の強化ということで、新型コロナウイルス 感染症に係る正しい情報、そして感染症対策各種支援制度などについて、県民、そして事業 者の方々などに周知を図るということ。そして、地域経済の影響を最小限に食い止めるため の各事業者の安全対策や消費喚起等に係る情報も今後積極的に発信していきたいということ で、それぞれの広報内容について、追加の対応を行っていこうというものでございます。

上の方が既に実施している、既存の媒体等を使って実施しているものですが、これに加えて、下の方の新たな広報展開として、インターネットについては、現在も県のホームページで発信しておりますが、更に視覚性や操作性を上げた形で新たに総合的な様々な情報を県民に分かりやすく発信するためのホームページを新たに設置するということと、それから、即効性のあるツイッターによる情報発信についても強化をしていくということです。

そして、新聞媒体を使って、現在、県の既存の広報事業の枠とはまた別にですね、新たに 広報枠を確保して情報発信を行っていくということ。

そして、テレビについても、更に様々な番組等とタイアップした形でのPRを進めていき たいということで、現在、実施しているものに加えて、これらの広報を展開していきたいと 考えています。

内容につきましては、それぞれ関係する部局の方からも情報提供や内容の提供をいただい て、今後、具体的に固めていきたいと思いますので、各部局の御協力をお願いしたいと思い ます。

以上です。

○坂本危機管理局次長

引き続き、農林水産部お願いいたします。

〇坂田農林水産部長

農林水産部です。

農林水産部では、本県経済の好循環を目指しまして、集客するイベント等の開催ではなく、 通常の買い物行動の中で県民による県産品の購入を促すことにより、地産地消を強力に推進 し、地域経済への影響を最小限に食い止めるための施策を講じます。

具体的には、4月中旬からテレビCMを活用して県民に県産品の購入を呼び掛けるほか、 5月中旬からは、参加店で県産品を購入して応募すると景品が当たるキャンペーンを県内量 販店、道の駅、産地直売施設等と一体となって展開いたします。

特に県産牛肉でありますとか、高級魚など、千円以上の商品につきましては、流通が滞っているという状況にありますので、ダブルチャンスを設けておりますので、皆様におかれましても、周知、並びに直接地産地消への御協力をお願いいたします。

○坂本危機管理局次長

続いて、各部局から何か説明がございますればよろしくお願いいたします。 よろしいでしょうか。

それでは、本部長から指示事項と県民の皆様へのメッセージがございます。

○三村本部長

まず、指示事項からですけども、本県においては、これまで8例の新型コロナウイルス感染症が発生しておりますが、感染経路を捕捉できない事例は発生していないところであります。

しかしながら、国内では、病院や福祉施設における集団感染の発生、あるいは感染経路の 不明な患者の増加している地域が散発的に発生するなど、依然として、予断を許さない状況 が続いております。

新年度を迎え、人事異動があったところでありますが、感染拡大防止等につきましては、 停滞することなく切れ目のない対応が求められます。

去る3月28日には、新型コロナウイルス感染症対策について、今後、講ずるべき対策を 実施するにあたって、準拠すべき統一的指針として、政府の基本的対処方針が示されたとこ ろであり、一段の緊張感をもって感染拡大の防止に向けまして、迅速かつ全力で対応するよ う指示をいたします。

基本的対処方針においては、国民に対する「情報提供・共有」、疑似症患者の把握などの「サーベイランス・情報収集」、クラスター対策、接触機会の低減などの「まん延防止」、オーバーシュートや感染者の大幅な増加を見据えた医療の提供体制確保などについて、地方公共団体による取組が示されているところであります。

引き続き、感染拡大の防止、PCR検査体制の確保等に万全を期すとともに、感染患者の 大幅な増加等の事態に備え、感染病床の確保など、必要な対応についてタイムライン的視点 から事前の準備を進めるなど、本県において必要となる対策について遺漏なく検討・実施す るよう指示をいたします。 特に、命を守る拠点であります病院や福祉施設等において、集団感染等が発生することの ないよう、市町村や関係機関との連携・協力のもと、対策を進めてください。

さて、国内外での感染拡大に歯止めがかからない中、春祭りや各種イベント等の中止が相次でなど、地域経済や県民生活への影響が多方面にわたり生じており、県民の暮らしと仕事に大きな影を落としている状況であります。

各部局は、これまで予算措置した事業や今回の令和2年度予備費による取組など、現段階で取り得る限りの対策について、県民の立場に立って、迅速かつ効果的に実施するようにしてください。

また、政府は、近日中に緊急経済対策を策定し、補正予算の早期成立を目指すとしております。

そこで、各部局におかれまして、速やかに情報収集を行い、感染の状況も見極めながら、 県内の経済情勢や先般の県議会における議論等を踏まえまして、国庫補助事業を最大限に活 用するとともに、この経済対策との相乗効果が期待される県費単独事業についても、積極的 に事業構築を図り、必要な施策を、時機を失することなく実施するため、早期に補正予算を 編成することを指示いたします。

その際、県内中小企業、商工団体等から強い要望のある資金繰り支援につきましては、信用保証料の更なる軽減措置に加え、利子についても軽減を行う等、県民の暮らしと仕事を守ることに重点をおいて検討するよう指示をいたします。

去る3月26日、改正インフルエンザ等対策特別措置法に基づく政府対策本部の設置を受けて、本県におきましても、同法に基づく対策本部へ移行したところであり、引き続き全職員一丸となり、全庁体制で取り組むよう指示をいたします。

続いて、県民の皆様方にお話をさせていただきます。

本県におきましては、これまで8例の新型コロナウイルス感染症が発生しておりますが、 感染経路を捕捉できない事例は発生していないところであります。

しかしながら、国内では、病院や福祉施設における集団感染の発生や感染経路の不明な患者の増加している地域が散発的に発生するなど、依然として予断を許さない状況が続いております。

県民の皆様方におかれましては、人事異動をはじめ、進学・就職等により、人の往来が増える時期であり、首都圏等の感染が拡大している地域を訪問した方、移動されてきた方は、 体調の変化に御留意いただきたいと思います。

特に海外から帰国された方は、帰国後2週間は不要不急の外出を自粛いただき、毎日検温 するなど、健康観察をしてくださるようお願いをいたします。

また、感染が疑われる症状が出た場合には、毎度申し上げておりますが、医療機関を受診する前にまずは保健所に設置しております、「帰国者・接触者相談センター」に事前に連絡してください。同センターが帰国者・接触者外来に案内をいたします。

県民の皆様方、お一人お一人の行動、そして各職場や学校などにおける対応が今後の感染の動向を大きく左右をいたします。

引き続き、密閉、密集、密接、要するに近距離での会話等を避けていただきますとともに、 手洗い、咳エチケットの徹底、風邪のような症状がある場合には、会社等を休むなど、拡散 防止に繋がる行動を是非ともお願いをいたします。

なお、地域経済や県民生活への影響が多方面にわたり生じておりますことから、これまで 実施してきた対策に加え、更なる対応を図るため、現在、検討が進められております国の経 済対策等を最大限に活用するとともに県内中小企業等の資金繰り支援を拡充するなど、県費 単独事業についても一層の取組強化を図るため、早期に補正予算を編成することを指示いた しました。

また、これまで実施してきた取組に加え、最近の状況変化を踏まえまして、早急に実施する必要がある事業について、令和2年度の予備費により対応することといたしました。

県としては、引き続き感染拡大防止に万全を期すとともに、地域経済や県民生活への影響を最小限に食い止めることができるよう全力を尽くして参りますので、県民の皆様方の御理解、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

以上であります。

○坂本危機管理局次長

以上をもちまして、第2回新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議を終了します。